

兵庫県立淡路医療センター
ホームページリニューアル業務の委託業者募集要領

令和2年10月1日

兵庫県立淡路医療センター

1 目的

この要領は、兵庫県立淡路医療センターと委託契約を締結し、ホームページリニューアル業務の委託を行う事業者を公募型企画提案方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 委託業務名

兵庫県立淡路医療センターホームページリニューアル業務委託

3 納品場所

兵庫県洲本市塩屋 1-1-137 兵庫県立淡路医療センター総務課

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、兵庫県立淡路医療センターホームページリニューアル業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。

5 応募内容

(1) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(2) 納期

令和3年3月15日

(3) 契約想定金額

4,000千円(消費税等含む)以内(※当該金額での契約を確約するものではない)

(4) 必要経費等の負担

仕様書のとおり

6 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 日本国内の300床以上の医療機関、もしくは日本医学会加盟学会の学術集会ホームページ等の制作実績があること。

(2) 委託契約締結時に兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている事業者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者

② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、本プロポーザル募集公告(以下、「募集公告」という。)の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間にお

いて受けている者

- ③ 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同項第 3 号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- ⑥ 募集公告の日から募集公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 心身の故障により業務を適正に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

7 参加手続き

(1) 事務局

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋 1-1-137

兵庫県立淡路医療センター 総務課

TEL:0799-22-1200（代）

Email: Awaji_hos@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要領の配布

① 配布期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 22 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

② 配布場所

上記（1）事務局及び兵庫県立淡路医療センターホームページ

(3) 企画提案にかかる質問及び回答

応募に当たり質問がある場合は、様式第 3 号の質問書により、持参、電子メール、ファクシミリまたは郵送により行うこと。

① 提出先

上記（１）に同じ。

② 提出期限

令和２年１０月１日から令和２年１０月２２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）。郵送の場合は、令和２年１０月２２日必着とする。

③ 回答

令和２年１０月２２日より質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次ＥメールもしくはＦＡＸにより送付する。

（４）応募書類の提出

① 提出方法

持参または郵送すること

② 受付期間

令和２年１０月２６日から令和２年１１月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）。郵送の場合は、令和２年１１月９日必着とする。

③ 提出先

上記（１）に同じ。

④ 提出書類

ア 参加申込書（様式第１号）

イ 誓約書（様式第２号）

ウ 病院のホームページ作成業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合はその写し。

エ 法人等団体概要書（様式自由）

団体の活動状況（300床以上の医療機関、もしくは日本医学会加盟学会等からの受託実績。過去３年間に取扱った実績のうち、代表的なものについては具体的な構成イメージを図示すること。直近の財務諸表等。）

オ 見積書

（ア） ホームページリニューアル業務

見積もり条件は仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。

（イ） 定期点検及びアップデート等保守運用費用（年間）

ホームページシステムの定期点検とアップデート作業等年間の保守運用の費用を提示すること。

カ ホームページリニューアル業務受託に関する企画提案書（様式自由）

（ア） 様式は任意とするが、A4版の用紙を用いカラー印刷とすること。図面等、構成上やむを得ない箇所はA3折りたたみ片面原稿も可とする。

- (イ) 表紙には表題として「兵庫県立淡路医療センターホームページリニューアル業務に係る企画提案書」と記載し、提案者の社名、担当部門、責任者名を明記すること。
- (ウ) 一社一作品とする。
- (エ) 正本2部と副本10部、電子媒体（CD-R等）1部を提出すること
- (オ) 各ページのサンプルや画面遷移を確認できるファイルを電子媒体に保存して提出すること。作成については、原則として、「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「PDF」のファイル形式とする。
- (カ) 企画提案には下記を含むこと
 - ・トップページ案
 - ・トップページから進む任意のグローバルメニュー案（任意の1ページで可）
 - ・トップページからリンクされているすべてのページ項目を記載したサイト構成図
 - ・今回独自に提案する新規コンテンツ及び機能の提案
- キ その他参考資料（必要に応じ）

8 企画提案書作成上の注意

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

応募に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 留意事項

- ① 応募者から提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。
- ② 提出書類に記載された個人情報、本件委託業者選定のための評価・手続きに使用すること以外に企画提案者の承諾を得ずしては利用しないものとする。
- ③ 企画提案書等一式は返却しない。
- ④ 提出書類について、本要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑥ 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りではない。

(3) 費用負担

企画提案書や必要書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(4) その他

- ① 応募者は応募書類の提出をもって本要領の記載内容及び条件を承諾したものと見なす。
- ② 企画提案書の規格はA4版とし、分かりやすく簡潔に記載すること。

- ③ 企画提案書にはパンフレット等を添付し、そのほかの書類については必要最小限のものとする。

9 企画提案書の審査及び結果の通知等

(1) 決定方法等

審査は、企画提案方式によるものとし、当センターにおいて設置する選定委員会で企画提案書等及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価した上で、事業者を選定（以下「選定事業者」という。）する。

選定事業者は、「兵庫県立淡路医療センター ホームページリニューアル業務委託契約」の契約予定者となる。

プレゼンテーション実施予定日 令和2年11月中旬

詳細は、応募者に対して別途連絡する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

10 選定事業者の取り消し

次の場合には、選定事業者の選定を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がなく、本要領11に記載する契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 選定から契約手続きまでの間に、選定事業者について資金事情の変化等により企画提案した業務の運営の履行が確実でないと当センターが判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、ホームページリニューアル業務の委託業者としてふさわしくないと当センターが判断したとき。

11 契約

- (1) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- (2) 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- (3) 契約予定者は、当選後に6(3)に定める欠格要件に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- (4) 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の選定を取り消し、次点の者を事業者として選定する。